

都市再生

2003年2月17日経済財性諮問会議提出資料
規制改革を加速的に推進する「12の重点検討事項」より抜粋

9. 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和

都心高度化・高度利用の促進のため、都心部における容積率制限について、基本的な見直しを行い、特に高層住宅に関する容積率については、商業用途地域における撤廃などの思い切った施策を講ずる。

< 国土交通省の反対理由 >

都市再生特別地区や用途別容積率地区計画制度等により対応可能であるほか、既に混合系の用途地域における一定の住宅系建築物については、容積率を1.5倍まで緩和できる制度も創設されている。

< 当会議の考え方 >

現行制度については、都市計画手続き等に時間を要する。職住近接が進み、都市として成熟してきた昨今、抜本的に容積率規制の在り方を見直すべき。